広報 いよかね

発行所 今金町役場

町税条例の一部が変りました

【町民税固定資産税】

地方税法の一部改正に伴なつて町税条例が改正され、昭和三十九年度分から次のように実施することになりましたのでお知らせいたします。

◉町民税

昭和三十九年度、町民税所得割について、つぎの点が改正されました。

〔所得金額から扶養控除〕

従来の扶養家族の控除は扶養親族一人につき三百五拾円の税額控除を行なつておりましたが、三十九年度から扶養親族の数に応じて所得金額から控除することになりました。

控除金額は、

□一人目は四万円
□二人目以下は三万円です

〔専従者控除を引き上げ〕

専従者税額控除については、青色申告事業専従者の税額控除を、

「八百円」から「千六百円」に、

白色申告事業専従者の税額控除は

「四百円」から「一千円」に、それぞれ引き上げました。

〔非課税額の引き上げ〕

障害者、未成年者、老年者、又は寡婦についての非課税の範囲を、

「十八万円」から「二十万円」に引き上げました。

◉道民税所得割の算出方法は、昭和三十八年度と同様です。

百五十万円以下の金額は、百分の二

百五十万円を超える金額は百分の四です。

◆新築住宅は、税額が軽減されます。

◉固定資産税

次の要件に該当する場合固定資産税の二分の一に相当する額を新築後三年間軽減します。

①昭和三十七年一月二日から昭和三十八年一月一日までに建築された、床面積二十坪以下のもので建築の日から引き続きもつぱら居住の用に供しているもの。

床面積が十五坪をこえる場合は、十五坪に相当する額を、昭和三十九年度から軽減します。

②昭和三十八年一月二日から昭和三十九年一月一日までの間に新築されたもので居住部分の床面積がその家屋の床面積の二分の一以上のもの。

共同住宅（併用住宅）等は独立的に区画された一つの床面積のもの。

住宅がそれぞれ八十五平方メートル（約二十五坪）以下のもので、課税台帳に登録された三・三平方メートル（約一坪）当りの価格が新築された年度以降引き続き八万円＝耐火建築物は十二万円＝簡易耐火建築物は十万円＝以下のものであること。

☒土地の免税点を引き上げ☒

昭和三十九年度から昭和四十一年度まで、土地の免税点は従来の二万円から、二万四千円に引き上げられました。

従つて所有している土地の課税台帳に登録された評価額の合計が二万四千円未満の場合は、その土地に固定資産税は、課税されないことになります。

固定資産税の納期

昭和三十九年度の固定資産税の納期は次のとおりです。

第一期分
七月一日から七月三十一日まで

第二期分
九月一日から九月三十日まで

第三期分
十一月一日から十一月三十日まで

◉蛍光灯の寿命◉

蛍光灯は使つているうちにだんだん明るさがなくなります。

蛍光灯の寿命とは新らしいときの光度を一〇〇として八〇%以上の明るさを保つている時間をいいます。

この寿命の長い短いは、つけたり、消したりする回数と、つけつ放しにしている時間に関係してきます。

普通一日三回の点滅、一回の点灯時間を三時間として、棒状のもの（10・6・8W）で三千時間、丸形サークラインで五千から六千時間といわれています。

また点滅を数多くしますと寿命が短くなりますが、ふつう、十五分以上点灯をはずし必要ないと思われるときは、消しておくのが経済的だとされています。



議会だより

昭和三十九年度予算決る

第一回定例町議会

第一回定例町議会は三月十七日招集され、昭和三十九年度一般会計歳入歳出予算等五十一件が上程されましたが、町政執行のあり方を決める重要な議会であり慎重な審議が行なわれましたのでその概要をお知らせいたします。

（昭和三十九年度一般会計予算）

歳入歳出総額

二億一千二拾万九千円

（同年国民健康保険事業勘定）

歳入歳出総額

二千四百四拾二万八千円

（同年国民健康保険施設勘定）

歳入歳出総額

五千八百二拾六万三千円

（同年公益質屋特別会計）

歳入歳出総額

二拾一万七千円

（同年と場特別会計）

歳入歳出総額

八拾四万六千円

（同年簡易水道事業特別会計）

歳入歳出総額

三千三百二拾二万四千円

以上昭和三十九年度当初予算を原案どおり可決しました。

昭和３９年度一般会計予算総括表

単位千円

科目	本年度 予算額	本年度 割合	科目	本年度 予算額	本年度 合前
歳入 町税	42.990	20.4	歳出 議会費	6.391	3.0
歳入 地方交付税	83.069	39.5	歳出 総務費	38.356	18.2
歳入 分担金及び負担金	614	0.4	歳出 民生費	16.325	7.7
歳入 使用料及び手数料	5.876	3.0	歳出 衛生費	3.422	1.8
歳入 国庫支出金	41.961	19.9	歳出 農林水産業費	26.596	12.6
歳入 道支出金	5.007	2.3	歳出 商工費	2.735	1.5
歳入 財産収入	4.923	2.3	歳出 土木費	19.201	9.1
歳入 寄附金	699	0.4	歳出 消防費	9.468	4.5
歳入 諸収入	13.210	6.2	歳出 教育費	36.414	17.3
歳入 町債	11.860	5.6	歳出 災害復旧費	35.112	16.7
			歳出 公債費	8.989	4.2
			歳出 諸支出金	7.000	3.3
			歳出 予備費	200	0.1
合計	210.209	100.0	合計	210.209	100.0

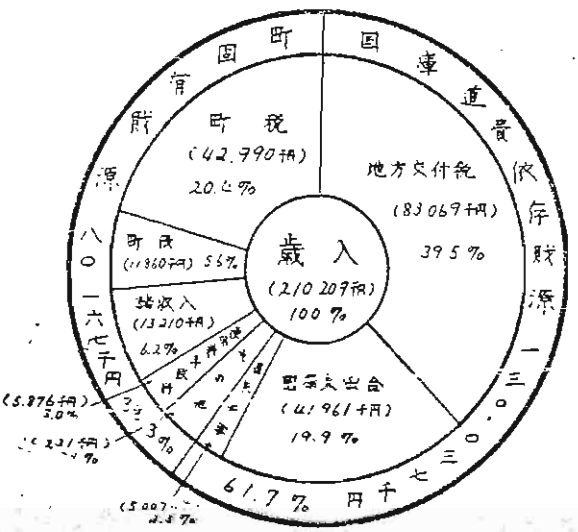

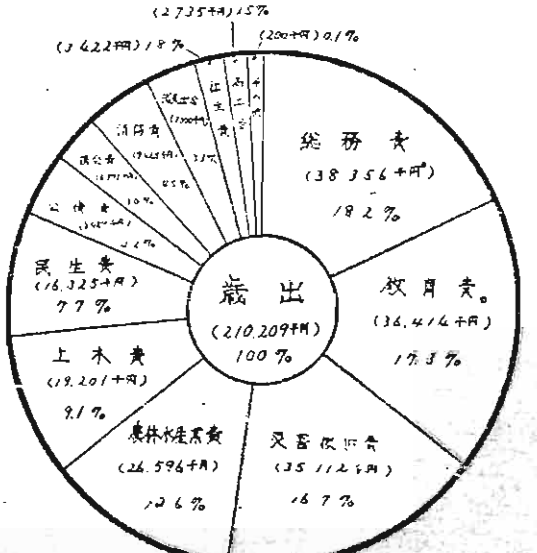

◆産業の振興◆
◆教育の充実◆

民生の安定を柱に
地方都市の形態完成へ
――町長新年度施政方針――

昭和三十九年度各般の事業を決定する第一回定例町議会は三月十七日から二十五日まで九日間に亘り審議され決定しましたが、これ等の予算執行にあたり概要を述べ町民各位の御理解と御協力をお願い致し度いと存じます。

町政執行の最大の責務を次に掲げました首題に求めこれが大巾な事業予算の肉付けを行つた次第であります。一つに産業振興、二つに教育の充実、三に民生の安定を期し四に諸建設事業の推進をなし、以つて地方都市としての形態を整え、町民生活のより良い向上を目途として努力したい所存でであります。

一、教育の振興と充実
①今金中学校々舎増築事業
②花石小学校屋内体操場新築工事
③今金小学校転員住宅新築工事
④八束小学校へき地教員住宅建設工事
⑤小中学校教育施設整備（机、子の更新及び実験器具購入）事業

主なる教育関係事業を標記のようにまとめましたがこの外教育の地域差をなくした平均的画一的な教育を受けられる様中学校統合問題等を年次計画を樹立し推進し度いと存じております。

二、産業の振興
①農業構造改善事業の推進
②産業会館建設に伴う農業経営指導体制の確立策
③利別川総合かん排事業早期着工
④酪農振興のため道有賃付牛の導入策
⑤緑化推進と林業振興策
⑥農村電化事業の推進

三、民生安定
①低家賃住宅建設の推進
②児童会館の建設と青少年不良化防止対策
③老人クラブの運営
④へき地保育所、季節保育所の運営
⑤じん芥し尿処理の進約策
⑥各種伝染病予防対策と衛生思想の普及
⑦消防施設整備（ポンプ車一台種川に配置）
⑧消防機の新設（種川二ケ所）

四、地方都市形態の整備推進
①都市計画事業の推進
②ダンプカー導入に伴い道路網整備
③橋梁の整備（永久橋化）
④災害復旧事業の推進
⑤河川改修事業の推進

以上で一般会計歳出総額二億一千二拾万九千円を算え昨年度に比し二千二百五拾六万八千円の減とはなりますが減となつた主なる理由として過年度発生による災害復旧事業を大方昨年度に於て実施したことによるもので三千三百万三千円の減となりますから、これ以外については全般的に増加している訳です。

またこの財政確保に当つては誠に苦慮される次第であります。

これが主なる財源として

	千円
町税	四二、九九〇
地方交付税	八三、〇六九
国庫支出金	四一、九六一
諸収入	一三、二一〇
町町	一一、八六〇
使用料手数料	五、八七六
道支出金	五、〇〇七
財産収入	四、九二三
その他収入	一、三一三

となりますが、国、道等の補助にその途をもとめる等措置を講ずるも、なお不足を告げ止むなく起債にその途を見出して歳入歳出の均衡を得た次第であります。

次に特別会計分として

国民健康保険特別会計（事業勘定）
①世帯主七割給付
②一般被帯五割給付
③助産費給付・葬祭費給付

共に一件二千円を給付
総額二千四百四拾二万八千円を計上

国民健康保険特別会計（施設勘定）
総額五千八百二拾円万三千円を計上し町民各位の健康管理とサービスを主として期待にこたへ、なお北部桧山の基幹病院となるべく努力してまいりたいと存じて居ります。

公益質屋特別会計
予算総額二拾一万四千円を

と場特別会計
予算総額八拾四万六千円を各々計上してあります。

最後に町民各位念願の水道については

簡易水道事業特別会計
①浄水場工事
②送水施設工事
③配水管伏設工事
④市街配水管の拡張

等を実施し本年十二月中旬から各戸に給水出来る計画であり予算総額三千三百二拾二万四千円を計上してあります。

以上をもちまして一般会計以下六会計について、昭和三十九年度予算を通じまして施政方針の概要を述べた次第でありますが、これ等各会計の総予算額は実に三億二千七百拾八万七千円に達しましたが、この外

道費による事業として

目名川改修改良事業　四五、〇〇〇千円
金原川改修工事　一一三、〇〇〇千円
オチャラツペ川改修工事　三二、〇〇〇千円
道々長万部東線中里地区改良工事　九七、〇〇〇千円
砂防ダム事業　一六、〇〇〇九円
都市計画事業　一八、〇〇〇千円
開発関係事業としては
神丘、丹羽間道路改良工事　七二、〇〇〇千円
七号線道路補装工事　六、〇〇〇千円
利別川改修工事　九五、〇〇〇千円
種川開拓道路工事　一五、〇〇〇千円
その他道路補修工事　二〇、〇〇〇千円
営林局関係事業
高根沢橋
五間橋
林道事業

等住せて六〇、〇〇〇千円この外各程の事業が町内に導入され、国費、道費、町費を住せて八億を超える事業費であり、中央、地方の来往する要路のため関係官又建設関係者の来町も格別繁激を極めるものと思われますが、敷地補償、作業場供与或は取引上の事につきましても町民一般の御理解と御支援御協力を賜り度く例せて、この成果に対しては特に利害関係者に対して聊かの齟齬も起らぬ様最善を尽す所存でありますが、各位の御骨折と助力を懇請するものであります。

以上各事項につきまして概要を申し述べましたがこれが町政進展の姿を物語るものとなりましよう。このことは真に町民各位と共に喜びに堪えないところでありますと共に、又その任務の重大さを思うとき身の引き締るを覚えるものがあります、

これ等の執行にあたつては町民各位の強い御支持、御鞭撻と関係機関の御協力を戴きつつ部下転員と相携え、地域社会の発展と町民福祉増進のためまた北部桧山の産業、文化振興の中心地として道南に於ける冠たる開発力を十分発揮して本町の面目を新たにし伸び伸く町づくりに隆盛を期する覚悟であります。

老後の幸せのために
国民年金をお悦れなく



今金町の国民年金の状況は別表に示した通りですがこれを見ますと、加入の面では、はじめに予定していた加入者を超えて加入していますが、しかし、この制度で一番大切な保険料の納入の方では大変に遅れています。未だ未納の人が三割以上もあり、それに実際保険料を納められない人、つまり免除等の適用を受けている人を除いた二、五〇〇人の六割程度ですから決して良い成績ではなく全道二三〇ケ町村のうち二一〇番目位の成績になっています

国民年金は、相互扶助の趣旨のもとに成り立っている強制の社会保険ですから保険料を拠出しない人が多数あると社会保険の意味がなくなってしまいます。

最近よく新聞、ラジオ、テレビのニュースに福祉国家という言葉がよく出てきますが、この福祉国家達成の条件の一つに社会保険の充実を図ることが必要であるといわれております。このように国の目標達成の一つの方法である社会保険の充実に国民年金も仲間入りをした訳であります。国民年金の保険料を納付することにより、将来の老令、疲疾、死亡等の事故による生活の困窮化を防止するための制度ですから是非毎月の経費として保険料を納めることが国民の義務でもあります。

そこで保険料が比較的楽くに納められる方法の保険料納入の組織について見てみましょう。

先ず加入者が直接市町村役場に出向て納付することが立前となっていますが、毎月、又は三ケ月毎に役場に出掛けることは大変煩しく、時間の無駄大きいと思います。そこで部落会やその部落の婦人会によって集金していただく保険料納付の組織があれば、この様な面が改善され、例え集金の仕事が順番に廻って来ても毎月毎月といつた煩しさが大変合理的になると思われます。納付組織は既存の納税組合でも、なんでもよろしいのですが、納付組織による保険料の納付は決して納入を怠ることがありませんから途中事故による年金受給の点については全く心配がありません。その上納付組織によって納付された保険料の5%は納付組織にお返しすることになっています。

例えばある部落に二〇人の納入者があるとしますと個人で納入すると二五、〇〇〇円を納入しなければならず、納付するのを忘れているうちに年金受給の事態が発生しても場合によっては年金が受給出来ないことがあります。しかし納付組織が納入すると一応二五、〇〇〇円を支出してからその五%の一、二五〇円が返還されますから結果的にはその団体で二三、七五〇円を納めればよいことになりますし、途中で年金受給の事態が発生しても心配ない訳です。

又これ等によつて納入された保険料の一部は種々な施設の設置に必要な資金として市町村に貸付られるのです。例えば老人ホーム、養護施設、保育所、体育館等住民福祉に直接結び付く諸施設の建設資金になる訳ですが、この融資を受けるにも第一の条件は保険料の納入率を対比されますからこれ等の諸施設を実施するためにも保険料の完全納付が重要となつて来るのです

以上のように、国民年金は将来の老令、又は疲疾、死亡に起因する経済的な苦しみを柔げるため、又住民の福祉向上に役立つ厚生施設の設置にも大切な事ですから加入はもとより保険料の納入について特に配慮して戴き納付組織を皆さんの部落でも是非結成していただき度いと存じます。

昭和38年12月末日現在

被保険者	加入率	保険料免除者	免除率	保険料納付対象月数	保険料納入数	検認率(納入率)	給付 件数	給付 受給額
人	%	人	%	件	件	%	件	円
3,702	103.7	1,201	33.1	18,660	11,611	62.9	2	48,000



自衛官募集

受付　随時受付けて居ります
手続　受付手続は今金分駐所又は役場庶務係へ